

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 1 1 号】 令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）	2
【議案第 1 2 号】 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 4 号）	3
【議案第 1 6 号】 矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正について	3
【議案第 2 2 号】 矢板市企業誘致条例の一部改正について	4
【議案第 2 3 号】 矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について	5
【議案第 2 4 号】 矢板市営駐車場条例の一部改正について	6
【委員長報告】	6
【閉会】	7

1 日 時

令和 5 年 3 月 2 日（木） 午前 9 時 5 8 分～午前 1 0 時 2 0 分

2 場 所

議場

3 出席委員（7 名）

委員長 中里 理香

副委員長 石塚 政行

委 員 神谷 靖、櫻井 恵二、伊藤 幹夫、関 由紀夫、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（11 名）

(1) 商工観光課（2 人）

①商工観光課長 加藤 清美

②観光スポーツツーリズム担当 斎藤 厚夫

(2) 建設課（1 人）

①建設課長 柳田 豊

(3) 都市整備課（3 人）

①都市整備課長 佐藤 裕司

②計画担当 岡田 徹

③整備担当 金瀬 友泰

(4) 国体・スポーツ局（2 人）

①国体・スポーツ局長 山口 武

②国体推進担当 大沢 英勝

(5) 上下水道事務所（1 人）

①上下水道事務所長 印南 実

(6) 水道課（1 人）

①水道課長 宮本 典子

(7) 下水道課（1 人）

①下水道課長 江連 康一

6 担当書記

粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第 11 号】 令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

【議案第 12 号】 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 4 号）

【議案第 16 号】 矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

【議案第 22 号】 矢板市企業誘致条例の一部改正について

【議案第 23 号】 矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について

【議案第 24 号】 矢板市営駐車場条例の一部改正について

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:58)

この委員会に付託されました案件は、議案第11号、議案第12号、議案第16号及び議案第22号から議案第24号までの6件であります。

なお、説明に当たりましては、執行部には簡潔なご説明をお願いいたします。

【議案第11号】令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 初めに、議案第11号を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（江連康一）

（「令和4年度矢板市補正予算書」19～21ページにより説明）

（「令和4年度予算に関する説明書」44～45ページにより説明）

○委員長 これより議案第11号に対し質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第11号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決され

た。

【議案第 12 号】令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○委員長 次に、議案第 12 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（宮本典子）

（「令和 4 年度矢板市補正予算書」23 ページにより説明）

（「令和 4 年度予算に関する説明書」48～53 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 12 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 これより採決を行う。議案第 12 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 16 号】矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 16 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○国体・スポーツ局長（山口武）

（「議案書」39 ページを朗読し、40 ページにより詳細を説明）

○委員長 これより議案第 16 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑をこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決された。

【議案第 22 号】矢板市企業誘致条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 22 号を議題とする。

○商工観光課長（加藤清美）

（「議案書」82 ページを朗読し、83～86 ページにより詳細を説明）

○委員長 これより議案第 22 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決された。

【議案第 23 号】矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 23 号を議題とする。

○商工観光課長

（「議案書」87 ページを朗読し、88～93 ページにより詳細を説明）

○委員長 これより議案第 23 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○今井委員 シャワー室の概要を簡単に説明してほしい。何基あって、どんな施設なのか。

○商工観光課長 シャワー室の概要であるが、現在お土産品を売っているところに、シャワー室を 3 室設置する。

その他、洗面台みたいなものを設置し、夜間も使用できるよう、正面玄関からの入口は通常の利用者が使えないよう施錠し、裏手からは入れるような形で、別の入口を設置する。

○今井委員 山の駅たかはらの営業時間は決まっているが、例えば登山者はハイカーの方が夕方まで閉館になっていても、自由に出入りできるのか。

○商工観光課長 正面玄関は閉めてしまうが、裏手側は夜間も開けており、待機している職員の方にお声掛けいただければ、裏手からキャンプの利用者と同じように利用できる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 23 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決された。

【議案第 24 号】矢板市営駐車場条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 24 号を議題とする。

○都市整備課長(佐藤裕司)

(「議案書」94 ページを朗読し、95～97 ページにより詳細を説明)

○委員長 これより議案第 24 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 24 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(1 0 : 2 0)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長